

# 産科医療機関における宿日直許可に関する 調査結果について

[ 産科有床診療所 ]

令和4年2月2日

公益社団法人 日本医師会

## 医療機関における宿日直について

宿日直許可基準が医療機関の実態を反映しておらず、宿日直許可が取れないという声現場から多く上がっている。実質的に一般業種と同じ宿日直基準のまま、時間外労働時間の上限規制（兼業・副業通算）、健康確保措置（勤務間インターバル・連続勤務時間制限）の取組を進めると様々な副作用が懸念される

宿直：月に**30**回程度（夜間に宿泊）

日直：月に**8-10**回程度（土日祝の昼間）

→ 労基署が認めた場合、宿日直を労働時間の適用除外とすることが出来る  
（宿日直許可）

### 一般的許可基準 （昭和22年発出）

#### ○勤務の態様

- ・ 常態としてほとんど労働をする必要のない勤務のみを認める

#### ○相当の睡眠設備を条件とする （6時間以上の連続した睡眠）

#### ○宿日直許可の回数

- ・ 宿直勤務：週**1**回限度（月**4,5**回）  
連続の宿直は認められていない

日直勤務：月**1**回限度

- ・ 勤務する方が**18**歳以上で宿日直を行いうるすべての者に宿日直させてもなお不足であり労働密度が薄い場合、宿日直の実態に応じて週**1**回を超える宿直、月**1**回を超える日直についても許可して差し支えない。

### 医師、看護師の宿日直許可基準 （令和元年7月）

#### ○許可にあたっては「一般的許可基準」と「医師、看護師に係る許可基準」により判断

- ・ 許可対象となる特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務を例示
- 常態としてほとんど労働することがない勤務であり、かつ宿直の場合は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである限り、宿日直許可を取り消す必要はない。
- 宿日直許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類などを限って得ることも可能。深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能

# 具体的な影響

## 医療機関共通

宿日直許可が取れない

- 労働時間が短縮できない。勤務間インターバルが確保できない
- 提供する医療の縮小

## 応援で成り立っている医療機関

宿日直許可が取れない

- 大学病院が「労働時間を通算すると上限を守れない、勤務間インターバルが確保できない」と考える。
- 大学病院が派遣医師を引き上げる
- 応援を受けている医療機関が提供する医療の縮小

## 応援医師を派遣している大学病院

応援先の宿日直業務の実態がわからない

- 大学病院が勤務間インターバルが確保できない派遣に慎重になり、医師を引き上げる。
- 応援に出ていた医師の大学病院以外の収入が減少し、処遇の良い一般病院に移動
- 大学病院における診療、研究、教育の質の確保が困難

# 調査概要

- 調査期間：令和3年11月11日～12月6日
- 調査対象：全国の大学病院  
周産期母子医療センター(総合・地域) } 430 施設
- 全国の産科有床診療所(分娩取扱施設) 1,204 施設
- 回答数：大学病院等 225施設 (回答率 52.3%)  
産科有床診療所 401施設 (回答率 33.3%)

# 産科有床診療所

図1 地域別の施設数

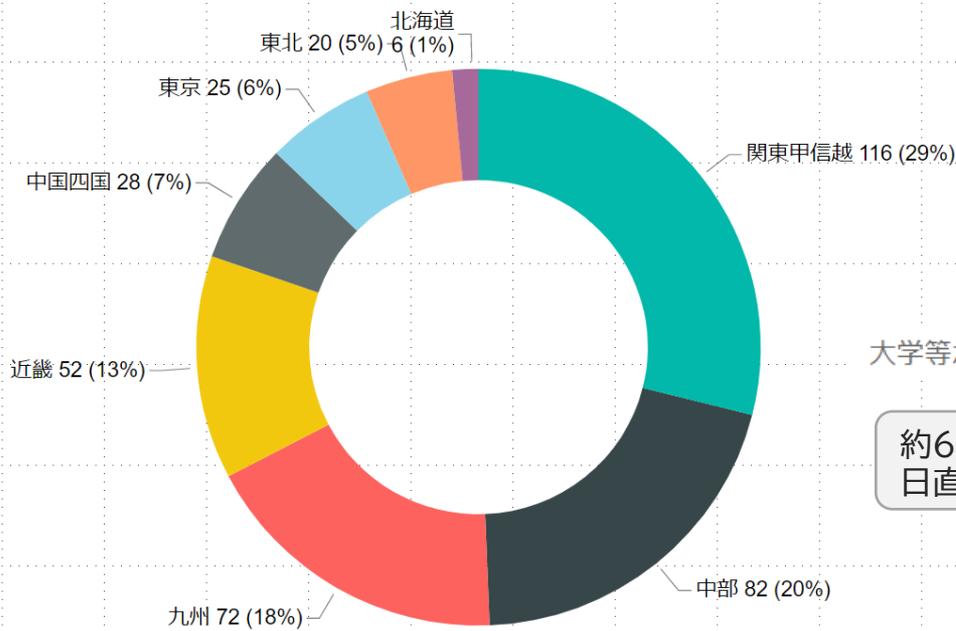


図2 病床数別の施設数

大学等からの宿日直医師の応援 ● 応援あり ● 応援なし

約6割(56.8%)の有床診療所が大学等の医師に宿日直勤務の応援を依頼している

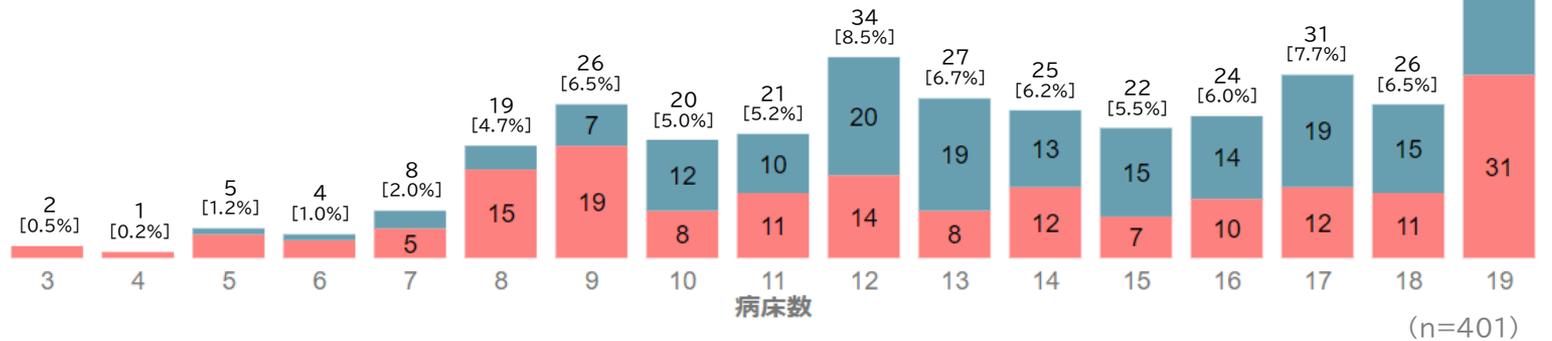
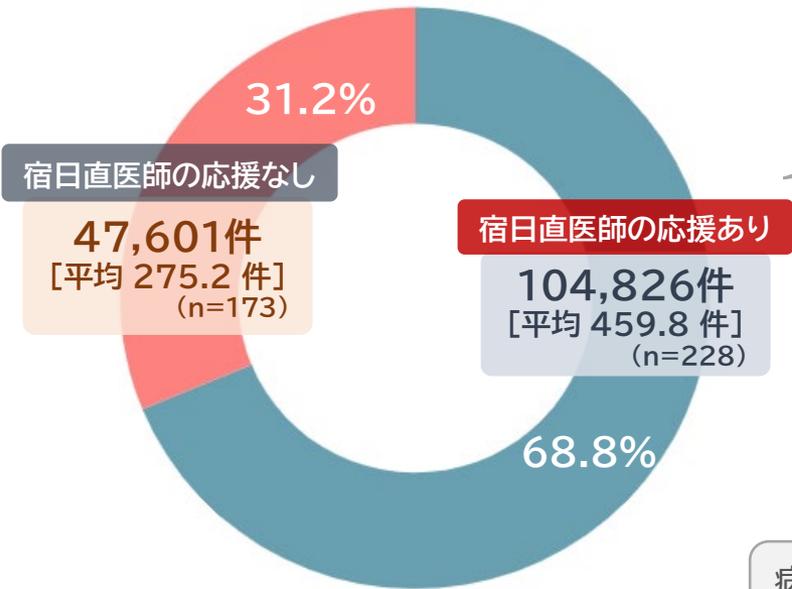


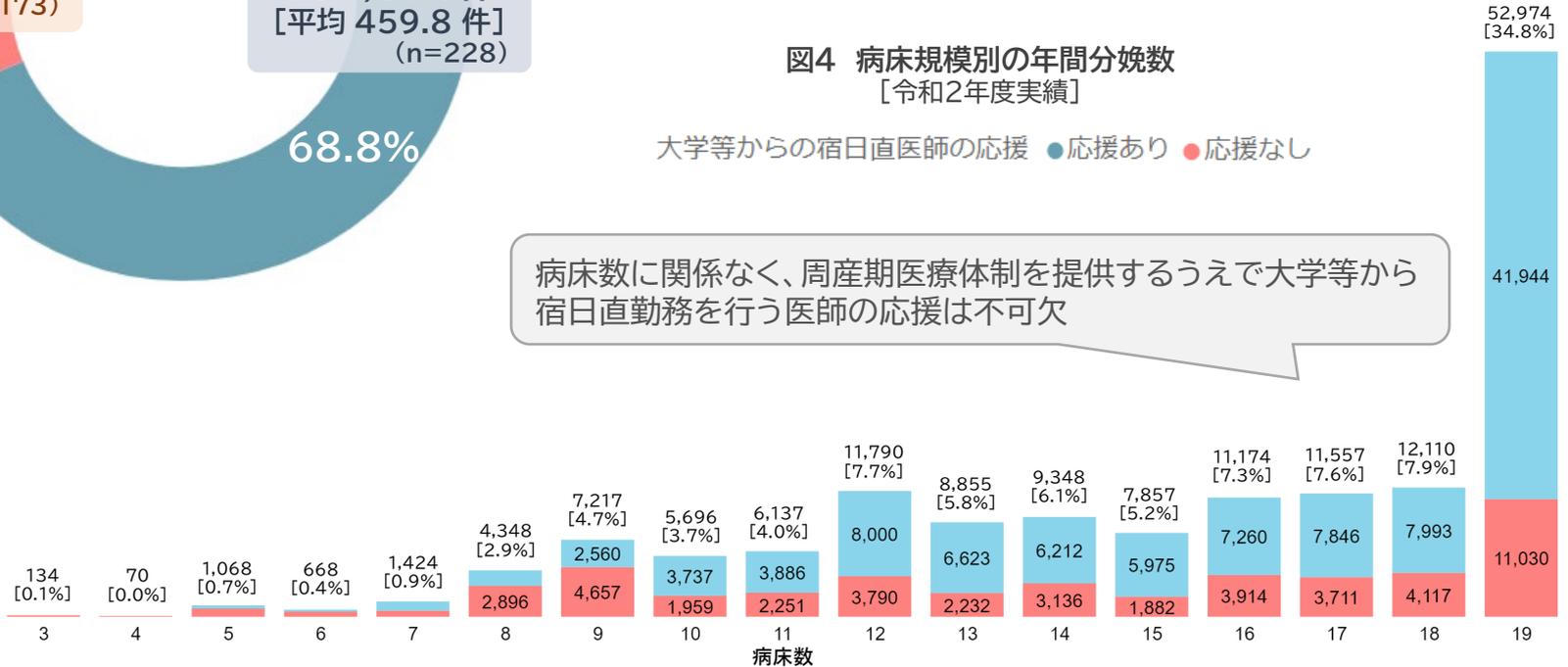
図3 年間分娩件数(応援医師の有無別)  
[令和2年度実績]



大学等から宿日直勤務を行う医師の応援を受けている有床診療所で全分娩件数の約7割(68.8%)を占めている

図4 病床規模別の年間分娩数  
[令和2年度実績]

大学等からの宿日直医師の応援 ● 応援あり ● 応援なし



病床数に関係なく、周産期医療体制を提供するうえで大学等から宿日直勤務を行う医師の応援は不可欠

- 大学等の医師に宿日直勤務の応援を依頼している有床診療所の常勤医師数は、病床数によって違いはあるものの、管理者を含めても平均2.2名
- 大学等の医師に宿日直勤務を依頼する回数は、1か月平均で宿直9.0回、日直3.1回となっており、1か月の宿日直勤務の概ね1/3を応援の医師に依頼している
- 応援の医師が週末などに宿直、日直勤務を連続して行うことがあると回答した有床診療は5割近い
- **有床診療所の医師にとって日々の宿日直業務は負荷は非常に大きく、大学等からの医師の応援は、有床診療所の分娩件数を維持するうえで重要な役割を果たしている**

図5 有床診療所の医師数  
（管理者含む）

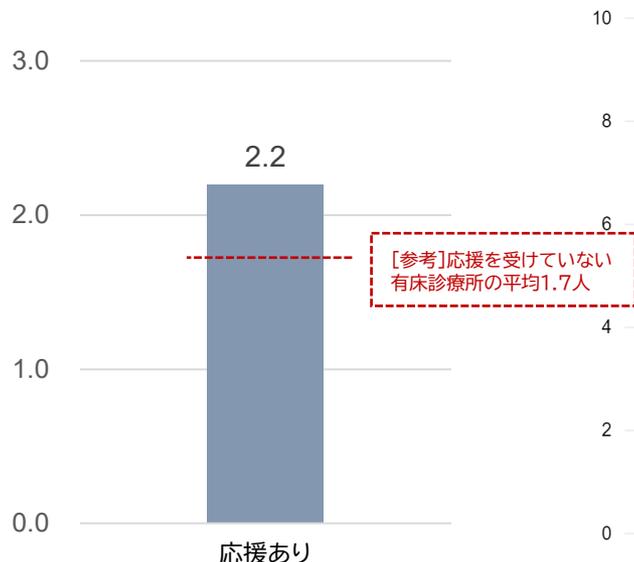


図6 大学等の医師に宿日直勤務を依頼する回数(1月当たり)

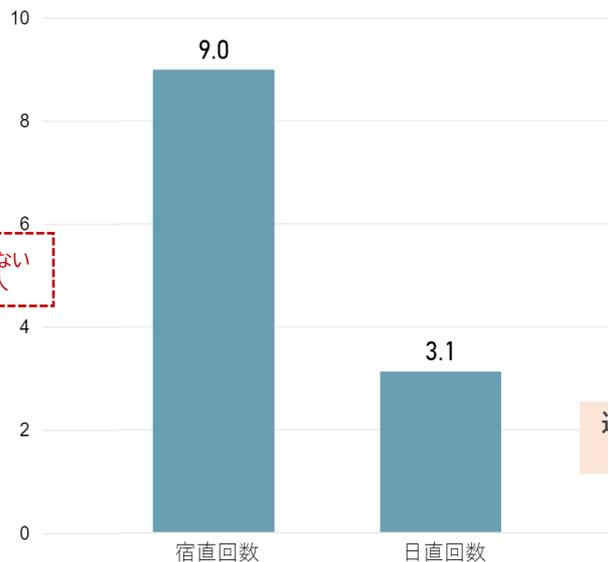
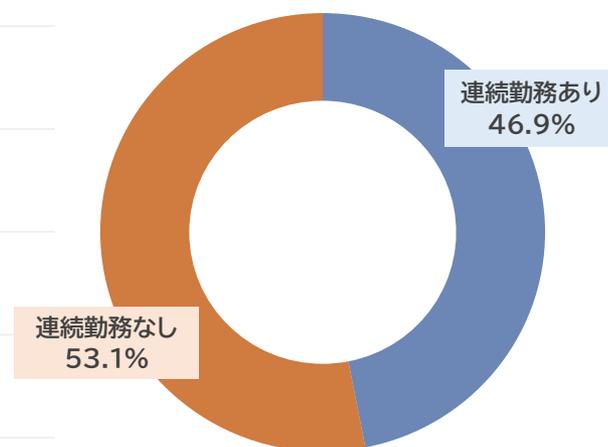
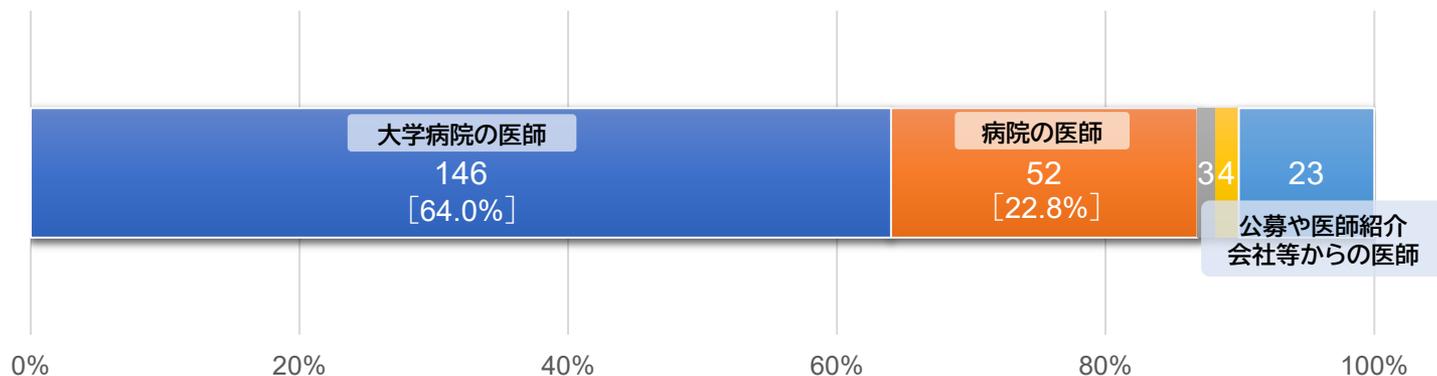


図7 応援の医師が宿直、日直勤務を連続して行うことがあるか



- 宿日直の応援を依頼する医師は、大学病院に所属している医師が最も多く、次に多い病院に所属している医師と合わせると、約9割と大半を占めている
- その他、公募したり、紹介会社に応援医師の派遣を依頼していると回答した有床診療所もあるが、その割合は非常に少ない

図8 宿直、日直勤務を行う医師の応援をどこから最も多く受けているか



- ・ 宿日直許可は、約5割の有床診療所で未取得であり、確実に取得しているのは約1割に止まる
- ・ 医師の労働時間の上限規制により大学等の医師からの応援が受けられなくなれば、9割以上が診療に影響がでると回答
- ・ 宿日直勤務の時間を労働時間から除外できる宿日直許可の取得は、自院の診療体制を維持するうえで重要な課題と感じている有床診療所は7割以上に上る

図9 宿日直許可の取得状況

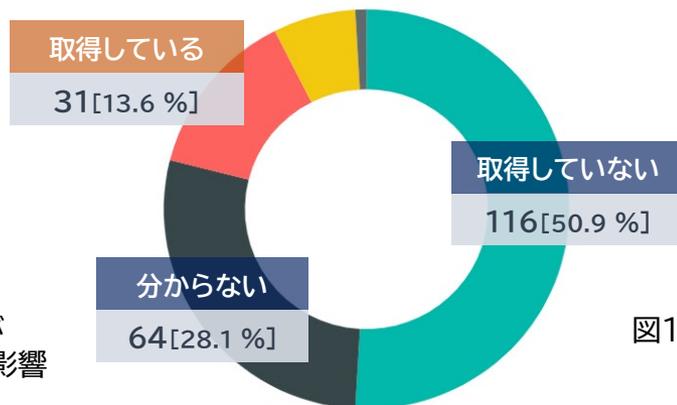


図10 宿日直勤務を行う医師の応援が十分受けられなくなった場合の影響

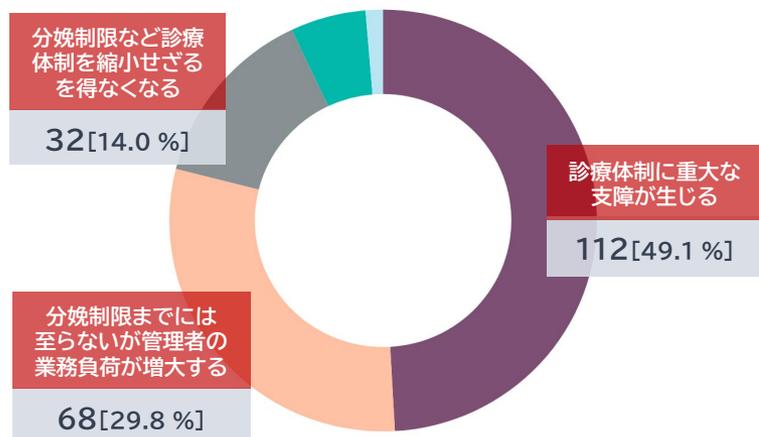
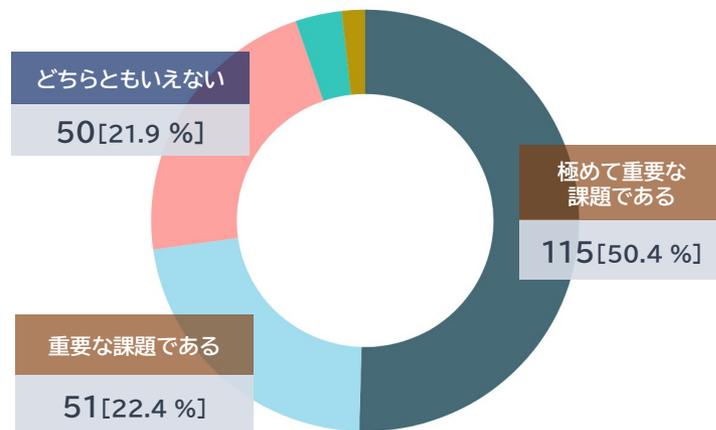


図11 自院の診療体制の維持するうえで宿日直許可の取得はどのくらい重要な課題か



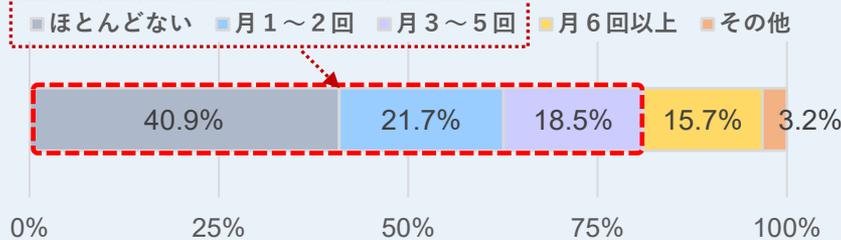
- 宿日直の時間帯に分娩等に対応する件数は、1か月のうち、「ほとんどない」から「11件以上」まで幅がある
- 一方、宿直時の睡眠時間を見ると、「睡眠時間が6時間未満となる日がほとんどない」と回答した施設が4割、月3～5回(週1回程度)までを含めると8割に達している。すなわち、分娩等への対応が一定数あっても概ね6時間以上の睡眠時間が確保されている
- 宿日直基準としては、宿日直の時間帯に分娩等の対応が月6～10件(週2件程度)、睡眠時間が6時間未満となる日が月3～5回(週1回程度)であっても、許容できると回答した割合がいずれも3～4割を占めている

【 1か月間の業務実績 】

図12 宿日直勤務中に分娩や患者急変等に対応する件数(1月当たり)



図13 宿直中の睡眠時間が6時間未満となる日数(1月当たり)



【 許可が得られても良いと思う業務態様と睡眠時間 】

図14 宿日直中の分娩や患者急変等に対応する件数(1月当たり)がどの程度までなら宿日直許可が得られても良いと思うか？

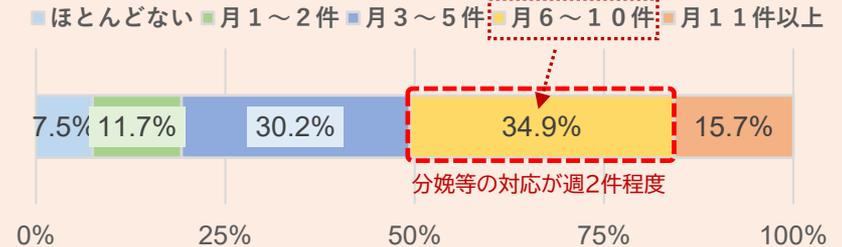
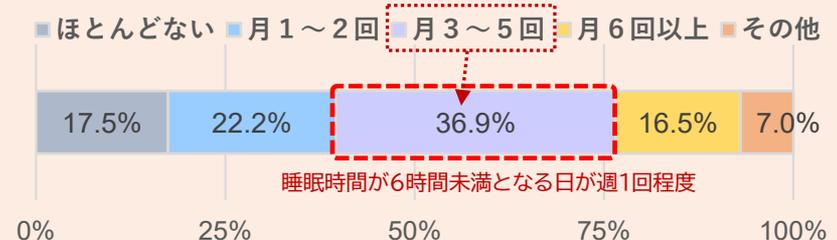


図15 宿直中の睡眠時間が6時間未満となる日数(1月当たり)がどの程度までなら宿日直許可が得られても良いと思うか？



- 許可基準では、宿直週1回、日直月1回が限度とされているが、宿直又は日直を行うものが不足であり、勤務の労働密度が薄い場合は、限度を超えても許可が得られるとされている
- 産科有床診療所においては医師数が非常に少なく、また、宿日直の応援を行える産婦人科医師数も限られるという状況下において、地域の周産期医療体制を維持するためには一般的な許可基準に拘らず許可を出していく必要がある(宿直:週2回、日直:月4回)

[ 現行の宿日直回数(宿日直基準) ]

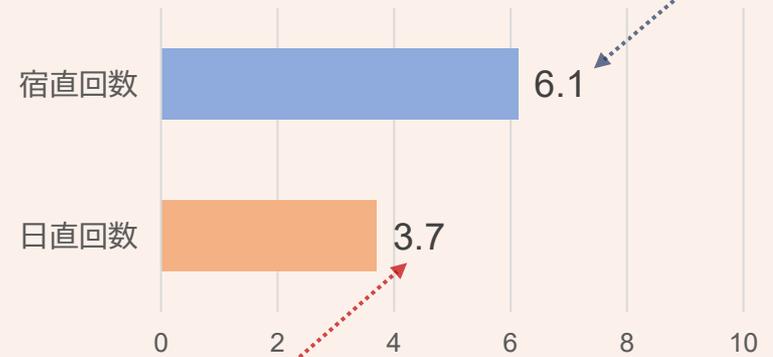
許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、**宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度**とすること。

ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうる**すべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可して差し支えないこと。**

許可が得られても良いと思う  
医師1人1か月当たりの宿日直回数

(図16)

週2回の宿直勤務を行う医師が1か月のうち、数回発生



1か月のうち、4回程度の日直勤務